

審 査 基 準 整 理 票

処分名	地域特別賃貸住宅の家賃の減額		
根拠法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例 (昭和63年条例第25号)	(条項) 第 1 4 条第 2 項	
基準法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例 施行規則 (昭和63年規則第43号)	(条項) 第 1 8 条の 2 第 1 項 別表第 3 第 1 号	
所管部署	都市計画部 住 宅 課 収 納 係		
標準処理期間	6 0 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称 【 】</p> <p>・掲載図書等 【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>地域特別賃貸住宅の家賃の減額は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第 1 4 条第 2 項並びに大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第 1 8 条の 2 第 1 項及び別表第 3 第 1 号の規定に基づき行なうものとする。</p> <p>なお、これらの規定中「収入」とは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 (平成 5 年建設省令第 1 6 号) 第 1 条第 3 号に規定する所得をいう。</p> <p>[根拠法令等]</p> <p>大津市営住宅の設置及び管理に関する条例 (家賃の減額の特例)</p> <p>第 1 4 条第 2 項 地域特別賃貸住宅の家賃は、当分の間、当該入居者の申請及び収入の申告に基づき、その収入に応じ前条第 5 項の規定により定める額から減額して定めることができる。</p>			

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(地域特別賃貸住宅の家賃の特例)

第18条の2第1項 条例第14条第2項の規定による地域特別賃貸住宅に係る家賃の減額は、別表第3第1号地域特別賃貸住宅の家賃の特例の表のとおり行うものとする。

別表第3 (第18条の2)

(1) 地域特別賃貸住宅の家賃の特例

中央二丁目団地の入居者に係る減額後の家賃月額

号 室	入 居 者 の 区 分			
	第1区分 (収入の額が186,000円以下の者)	第2区分 (収入の額が186,000円を超え、214,000円以下の者)	第3区分 (収入の額が214,000円を超え、259,000円以下の者)	第4区分 (収入の額が259,000円を超え、313,000円以下の者)
101号室	58,900円	60,800円	64,600円	68,400円
201号室、202号室、301号室及び302号室	62,000円	64,000円	68,000円	72,000円
401号室及び402号室	76,000円	78,400円	83,300円	88,200円

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。